

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日、
日曜日は、
休む)が、
当日の翌日

目 次

- ◇告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(経営指導課)
- 農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正(ク)
- 中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正(ク)
- 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(水産課)
- 漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正(ク)
- 漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正(ク)

告 示

鳥取県告示第二百九十八号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正し、平成九年四月二十三日から施行する。

平成九年四月二十三日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

示

平成九年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年一・六パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年〇・五五パーセント」を「年〇・五パーセント」に改め、二の表の一の項中「年〇・一七五パーセント」を「年〇・一五パーセント」に改め、同表の二の項中「年〇・二二パーセント」を「年〇・一八パーセント」に、「年〇・二四パーセント」を「年〇・二二パーセント」に改め、同表の三の項中「年〇・三五パーセント」を「年〇・三パーセント」に改め、同表の四から八までの項中「年〇・一七五パーセント」を「年〇・一五パーセント」に改め、三の表中「年一・六パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年〇・五五パーセント」を「年〇・五パーセント」に改め、四の表中「年〇・一七五パーセント」を「年〇・一五パーセント」に改める。

鳥取県告示第二百九十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号(農業近代化推進資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正し、平成九年四月二十三日から施行する。

平成九年四月二十三日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成九年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に、「年〇・八パーセント」を「年〇・七五パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号(中山間地域活性化資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正し、平成九年四月二十三日から施行する。

平成九年四月二十三日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成二年十二月鳥取県規則第五十八号)第五条の規定による利子補給契約に基づく、利子補給についての知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成九年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年三・〇五パーセント」を「年二・九五パーセント」に、「年一・三五パーセント」を「年一・三パーセント」に、「年〇・三パーセント」を「年〇・二五パーセント」に改め、同表の二及び三の項中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に、「年一・六パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年〇・五五パーセント」を「年〇・五パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百一号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正し、平成九年四月二十三日から施行する。

平成九年四月二十三日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年一・九五パーセント」を「年一・八五パーセント」に、「年一・七五パーセント」を「年一・六五パーセント」に改め、同表の二及び三の項中「年一・六パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・三五パーセント」に改め、同表の四及び五の項中「年一・六パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・三五パーセント」に改め、同表の六及び七の項中「年一・六パーセント」を「年一・三五パーセント」に改め、同表の八の項中「年一・六パーセント」を「年一・五五パーセント」に改め、同表の九の項中「年一・六パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・三五パーセント」に、「年〇・五五パーセント」を「年〇・五パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百二号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号(漁業経営維持安定資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正し、平成九年四月二十三日から施行する。

平成九年四月二十三日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成九年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に、「年一・六パーセント」を「年一・五五パーセント」に改める。

鳥取県告示第百三十三号

平成八年四月鳥取県告示第百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年四月二十三日から施行する。

平成九年四月二十三日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成九年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年三・三パーセント」を「年三・二パーセント」に、「年一・一パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改め、二の表中「年一・四パーセント」を「年一・二五パーセント」に改める。